

住宅のリフォーム・売買・建替えをお考えの皆様へ



ひがしかぐら





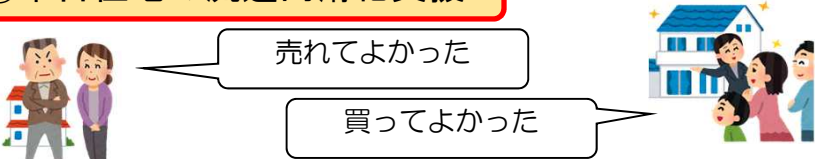
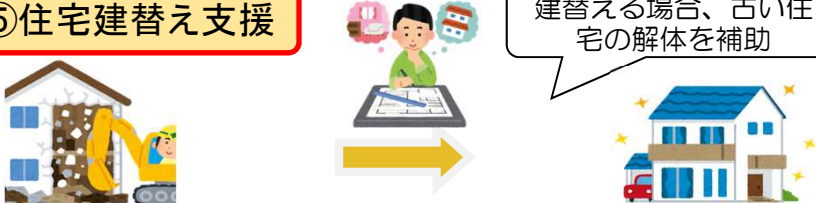
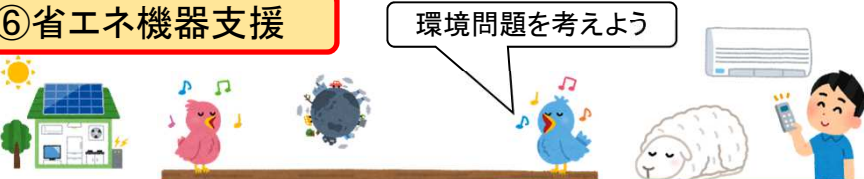
東神楽町

からと一っても

お得な補助制度を紹介します



【東神楽町 未来につなげる「住まいの輪」促進事業】

事業の内容	補助金額
<p>①ZEH水準工事・省エネ基準化工事</p>  <p>外壁の断熱工事や、断熱性能の高い窓にとりかえるなどの工事が対象です。</p>	<p>断熱性をよくしたら 最大補助額</p> <p>170万円</p>
<p>②バリアフリー化工事</p> <p>介護してくれる人にもやさしい住宅になってほしいわ</p> 	<p>手摺などを設置したら 最大補助額</p> <p>30万円</p>
<p>③耐震改修工事</p> <p>昭和56年5月以前に建てられた住宅は、申し込み要件を確認するため無料耐震診断を行いますので、事前にお問い合わせください。</p> <p>耐震改修で安心</p>  	<p>耐震性をよくしたら 最大補助額</p> <p>50万円</p>
<p>④中古住宅の流通円滑化支援</p> <p>売れてよかった</p> <p>買ってよかった</p> 	<p>住宅の売買をしたら 最大補助額東神楽町商工会商品券を</p> <p>売主に 5万円分 買主に15万円分</p>
<p>⑤住宅建替え支援</p> <p>建替える場合、古い住宅の解体を補助</p> 	<p>建替えをしたら 最大補助額</p> <p>30万円</p>
<p>⑥省エネ機器支援</p> <p>環境問題を考えよう</p> 	<p>設置工事をしたら 最大補助額</p> <p>50万円</p>

※上記、①-④及び⑥の制度は併用して利用可能

さらに！中古住宅の購入資金に【フラット35】を利用する方は、5年間の金利優遇措置（▲0.25%）を受けることができます。

●補助制度の概要

(1)住宅リフォーム支援

※各リフォーム工事住宅流通支援制度は併用して利用可能

ZEH(ゼッチ)水準工事・省エネ基準工事

	強化外皮基準(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項に規定する評価方法基準)	再生可能エネルギーを除いた1次エネルギー消費量	耐震性能等級	補助額
ZEH水準化工事	外皮平均熱貫流率0.4W/m ² ・K以下(結露の発生を防止する対策にかんする基準を除く。)	1次エネルギー消費性能等級5(BE10.8以下(再エネ0))	耐震性能等級3以上	ZEH水準化に係る工事費の30%(最大150万円)
省エネ基準化工事	外皮平均熱貫流率0.41W/(m ² ・K)以下(結露の発生を防止する対策にかんする基準を除く。)	1次エネルギー消費性能(BE11.0以下)再エネ0	耐震性能等級1以上	省エネ基準化に係る工事費の30%(最大30万円)

バリアフリー化工事

【対象】次の基準の両方を満たす工事

(ア) **高齢者等配慮対策等級3以上**(高齢者等が安全に移動するための基本的な処置が講じられおり、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられているもの)

(イ) 上記(ア)の**対象工事費が20万円以上**のもの

【補助金額】

バリアフリー化工事に係る費用の30%(**最大10万円**)

耐震改修工事

【対象】

昭和56年5月以前に建てられた**耐震性能を満たしていない住宅で、耐震診断の結果により、倒壊の危険性がある**と判断された既存住宅の**耐震改修工事**で、その内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして**国土交通大臣が定める基準に適合していること**。

【補助金額】

- ・耐震改修工事費が20万円を下回る場合は、工事費の**全額**
- ・耐震改修工事費が20万円以上200万円未満の場合は、**20万円**
- ・耐震改修工事費が200万円以上300万円未満の場合は、対象**工事費の10%**
- ・耐震改修工事費が300万円以上の場合は**30万円**

建替支援事業

既存住宅が昭和56年5月以前に建設された住宅の場合

【補助金額】

既存住宅を建替えるため解体する工事費10%(**最大15万円**)

既存住宅が昭和56年6月以降に建設された住宅の場合

【補助金額】

既存住宅建替え工事費の10%(**最大10万円**)



さらに!

上記すべてのケースにおいて、

- ・中学生以下の子どもがいる世帯には**10万円加算!**
- ・設計者または施工者が「きた住まいるメンバー」の場合、**10万円加算!**



(2)住宅流通支援

金利優遇措置

本制度を活用している場合、中古住宅の購入資金に【フラット35】を利用する方は、一定条件を満たす場合、5年間の金利優遇措置を受けることができます。

【条件】

- ①～③の項目を満たしていること
- ① **中古住宅を購入していること**
- ② **本制度において15万円以上の支援を受けていること**
- ③ 次のいずれかの項目を満たすこと
 - ・中学生以下の子どもがいる世帯であること
 - ・東神楽町市街地に移転すること
 - ・購入する中古住宅が空き家であること

【金利優遇内容】

当初5年間、フラット35の金利からさらに**0.25%**の金利を引下げ

中古住宅の流通の円滑化支援

【対象】東神楽町内の既存住宅で**旭川不動産情報「IRI」に掲載**した中古住宅の売買契約が成立した場合を対象とします。(上記、リフォーム支援と併用可)

【補助金額】・売主に対して、**5万円**
・買主に対して、**15万円**

お問合せはこちらまで!

東神楽町 建設水道課 整備係
電話 0166-83-5413
FAX 0166-83-4180

●補助制度の概要

(3)省エネ機器支援

省エネ機器設置工事

省エネ機器	補助基準を満たす機器の性能	補助額
高断熱浴槽	JIS A5532:2011に規定するユニットバス	工事費 の50% 最大 50万円
電気ヒートポンプ	JIS C 9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上	
潜熱回収型ガス給湯機	給湯暖房機器にあつては給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては74.6%以上であること。	
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKASA705)が102%以上であること。	
節湯水栓	JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓	
燃料電池システム	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること(燃料電池発電ユニット後付けも可)	
コージェネレーション設備	①燃料電池ユニット 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可) ②ガスエンジン給湯器 ・ガスエンジン・コージェネレーションについてはガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電および排熱利用の総合効率が低位発熱量基準 (LHV基準)で80%以上であること	
空気清浄機能・換気機能付きエアコン	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、または換気機構を有するエアコン ①国、地方公共団体または独立行政法人(以下「国等」という)が運営する支援等の認可等を受けた試験機関等 ②法令又は条例に基づく試験棟を国等から受託している試験機関等	
LED照明	工事を伴うものであること。	
節水型トイレ	JIS A5207に規定する「Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有する便器(使用水量6.5L以下)	

太陽光発電・蓄電池設置工事

	補助基準を満たす機器の性能	補助額
太陽光発電	①対象設備の要件は次のすべてに適合すること。 ・蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。 ・太陽電池モジュールの合計出力が10kw未満の設備であること。 ・余剰型配線であること ・電力会社の電力系統に連係できること。 ・未使用品であること。 ②補助対象費用 ・太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据え付け工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む)は対象外とする。	工事費 の50% 最大 30万円
定置用蓄電池	①対象設備の要件は次のすべてに適合すること。 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン電池を使用したものであること。 蓄電容量が17.76kWh未満であるもの 電力会社の電力系統に連係できること。 未使用品であること。 ②補助対象費用 蓄電池部、電力変換装置(蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む)は対象外とする。	